

精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定

精華町国民健康保険病院（以下「精華病院」という。）の管理に関し、精華町（以下「甲」という。）と医療法人医仁会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定を締結する。

第1章 総則

（協定の目的）

第1条 この協定は、精華病院の管理に関する業務について、乙が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けたことから、精華病院の管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2 乙は、町立病院としての役割を十分に確保しつつ、自立的かつ効率的な病院運営に努めるものとし、甲はこれを尊重するものとする。

（指定管理業務の執行原則）

第4条 乙は、指定管理業務を行うにあたり、この協定、精華町国民健康保険病院の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）、精華町病院事業の設置等に関する条例（平成17年精華町条例第32号。以下「設置等に関する条例」という。）、精華町国民健康保険病院利用料金及び手数料に関する条例（平成17年精華町条例第33号。以下「利用料金等に関する条例」という。）、精華町病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成18年精華町規則第7号。以下「施行規則」という。）及び関係法令等のほか、精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年精華町条例第26号。以下「手續条例」という。）第3条に規定する申請書における事業計画書（以下「事業計画書」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、事業計画書の趣旨に則り、良質な医療を町民に提供するよう努めなければならない。

3 この協定、年度協定、事業計画書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この協定、年度協定、事業計画書の順に、その適用を優先するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(第三者への業務委託)

第6条 乙は、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に届け出るものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密を外部に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後における秘密の保持について、周知し、徹底しなければならない。

3 乙は、個人情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、精華町個人情報保護条例（平成16年精華町条例第4号）及び武田病院グループの個人情報保護マニュアルを遵守しなければならない。

(情報の公開)

第8条 乙は、精華町情報公開条例（平成14年精華町条例第2号）第25条の2の規定に基づき、その保有する情報であって、指定管理業務の実施に伴い作成し、受領する書類等（以下「乙の書類等」という。）の公開に努めるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、相手がこの協定に違反したことにより損害が発生したと認めるときは、相手方に対し、損害賠償の請求をすることができる。

(事情変更)

第10条 この協定締結後において、風水害・地震等の自然災害の発生や社会経済情勢等に著しい変化があった場合は、甲乙協議のうえ、協定の変更を行うことができるものとする。

(危険負担)

第11条 風水害・地震等の自然災害、災害時・町民の健康危機への対応等、甲及び乙の責めに帰することのできない事由により生じた損害の負担は、甲と乙が協議し定めるものとする。

2 この協定の履行に際し、第三者に与えた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に基づく損害の場合は、甲がこれを負担する。

(保険契約)

第12条 乙は、前条第2項の負担に必要な保険契約を締結するものとする。

(責任分担)

第13条 責任分担については、別に定める責任分担（別表）に基づき、甲と乙とがそれぞれの分担を負担するものとする。ただし、施設及び設備の改良・改修については、甲と乙とが協議を行うものとする。

第2章 指定管理業務

(診療)

第14条 乙は、協定期間の開始の日から設置等に関する条例第4条に規定する病床及び施行規則第2条に規定する診療科目に係る医療機能を提供しなければならない。

2 施行規則第2条に規定する診療科目以外の診療科目の設置にあたっては、甲に届け出るものとする。

(救急医療)

第15条 乙は、救急告示病院として、24時間365日の救急医療体制を構築するものとする。

2 乙は、原則として1次救急から2次救急初期までの領域の救急医療を担うものとし、近隣の病院群と連携及び協力し、対応するものとする。

(政策的医療)

第16条 乙は、甲の要請があった場合は、事業計画書の趣旨に則り、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。ただし、具体的内容は基準書に定める。

(1) 災害時医療

(2) 町民の健康危機への対応

(3) 在宅医療の推進

2 第32条第1項に規定する経費負担については甲と乙が協議し定めるものとする。

3 乙は、甲が新たな政策的医療の実施を求める場合は、法に基づき定められた医療計画等により実施に向けた協議に応じるものとする。

(地域医療全体の質の向上に向けた取組)

第17条 乙は、事業計画書の趣旨に則り、善良な管理者の注意をもって取り組まなければならない。

(検診)

第18条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する検診業務を受託するものとする。

(利用料金及び手数料の徴収)

第19条 利用料金は、利用料金等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、乙が徴収

し、設置等に関する条例第16条の規定に基づき、収入として収受するものとし、それに係る事務及び経費については乙の負担とする。

- 2 甲は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、手数料の徴収に関する業務を乙に委託し、乙は、設置等に関する条例第17条及び利用料金等に関する条例第3条第4項に基づき、手数料を甲に納付するものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、利用料金及び手数料の徴収に関して必要な事項は、基準書に定める。

（施設及び設備等の維持管理）

第20条 乙は、甲の財産である精華病院の土地、建物、設備及び付帯施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。

（管理の原則）

第21条 乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、施設等の維持管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。
- 3 施設等の維持管理は、善良な管理者の注意をもって関係法令等に基づき行うものとする。
- 4 施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。

（施設等の改良・改修及び保守・修繕）

第22条 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、医療機能向上を伴う工事等をいう。）及び改修工事（施設等の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、甲と乙とが協議し、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。ただし、甲は、乙の承諾を得て、これに係る業務のうち緊急に対応する必要があるものは乙に委託することができる。

- 2 施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。
- 3 前2項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。

（備品の管理等）

第23条 乙は、甲が精華病院において保有する医療機器等の備品（以下「甲の備品」という。）を、精華病院で管理するものとする。

- 2 乙は、甲の備品が安全に機能することを確認しなければならない。
- 3 乙は、甲の備品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならない。
- 4 乙は、甲の備品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。
- 5 乙は、甲の備品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。
- 6 乙は、天災地変その他の事故により、甲の備品を焼失し、又はき損したときは、速や

かにその状況を甲に報告しなければならない。

7 甲の備品の更新、又は新規の備品の購入は、必要に応じて乙が行い、乙の負担とする。

(書類等の管理及び保存)

第24条 乙は、精華病院に関する甲が保有する書類等（以下「甲の書類等」という。）及び乙の書類等を、精華病院で管理するものとする。

2 甲は、乙に甲の書類等を貸与するものとし、乙は、精華町文書保管保存等に関する規程（平成15年精華町規程第5号）に準じて、甲の書類等を適正に管理及び保存しなければならない。なお、貸与の必要がなくなった場合は、甲に速やかに返還するものとする。

3 甲の書類等のうち、カルテ、フィルム、レセプト等の患者情報については、武田病院グループの個人情報保護マニュアルに基づき、適切に取り扱わなければならない。

(申請、届出等)

第25条 病院の管理に関し必要な許認可の申請、届出等に係る事務及び費用は、乙の負担とする。ただし、病院開設者が行う必要がある事務については、甲の負担とする。

(目的外使用)

第26条 乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、地方自治法第238条の4第7項に規定する使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の申請を行わなければならない。

第3章 自主事業

(自主事業)

第27条 乙は、施設等を拠点とし、自主事業を行うときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 自主事業を行うため施設等を使用するときは、第26条の申請とは別に、目的外使用許可の申請を行わなければならない。

3 乙は、自主事業の会計と、次条第1項に規定する精華病院に係る会計とを明確に区分しなければならない。

第4章 経費等の取扱い

(会計・経理の原則)

第28条 乙は、精華病院に係る会計を設けるものとする。

2 乙は、この協定に特別に定めのあるものを除き、精華病院に関し発生するすべての収入及び支出を、前項の会計に計上しなければならない。

3 乙は、第1項の会計について、地方公営企業法に基づき会計処理を行うものとする。

(管理経費)

第29条 乙が指定管理業務を行うために必要な経費は、乙の負担とする。ただし、前項に該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。

(運営資金貸付金)

第30条 甲は、乙の求めに対して必要と認めた場合は、乙に対し、病院経営を支援するため、運営資金貸付金（以下「貸付金」という。）を貸し付けるものとする。

2 貸付金の額、期間、返済方法、利子等は、年度協定に定める。

(証明書等交付及び手数料徴収事務交付金)

第31条 甲は、第19条第2項の規定に基づき、手数料の徴収の代行に関し、証明書等交付及び手数料徴収事務交付金を乙に交付するものとする。

2 証明書等交付及び手数料徴収事務交付金の支払時期、支払方法等は、年度協定に定める。

(政策的医療の提供に要する経費)

第32条 甲は、予算の範囲で、政策的医療交付金を交付することにより、政策的医療の提供に要する経費を負担する。

2 第16条第1項に規定する政策的医療の提供に要する経費の額、対象経費及び算定方法その他必要な事項は、別に定める。

(財産の使用)

第33条 乙は、精華病院の施設等及び甲の備品を協定期間の間、使用する。

2 前項の規定に基づき、甲と乙とは、乙が使用する物件を物件確認書により確認するものとする。

第5章 業務の計画、報告等

(年度別事業計画書)

第34条 乙は、指定管理業務に係る年度別事業計画書を作成するものとする。

2 年度別事業計画書は、当該事業年度の前年度末日までに甲に提出するものとする。

3 年度別事業計画書の内容等は、基準書に定める。

(事業報告書)

第35条 乙は、毎年度終了後2か月以内に、前条第1項の年度別事業計画書に対応する事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく事業報告書のほか、毎月の業務状況報告書を、甲に提出するものとする。

3 事業報告書及び業務状況報告書の内容等は、基準書に定める。

(決算関係書類)

第36条 乙は、毎年度終了後2か月以内に、地方公営企業法に基づき損益計算書及び収支並びに貸借対照表を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき作成する書類の適正性を確保するため、外部監査を受け、その結果を甲に報告するものとする。なお、外部監査は、公認会計士又は監査法人による財務諸表監査とする。

3 乙は、会計に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(年報の作成)

第37条 乙は、精華病院の運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成するものとする。

2 年報の内容は、甲と乙が協議を行い、定めるものとする。

(その他報告)

第38条 乙は、次の各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。

(1) 病院長の任免に関すること。

(2) その他指定管理業務に係る重要な事項に関すること。

2 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、医療事故が発生したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(調査等)

第39条 甲は、精華病院の管理の適正を期するため、乙に対して、指定管理業務又はこれに伴う経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(監査委員による監査)

第40条 甲の監査委員は、地方自治法第199条第7項及び第8項の規定に基づき、必要があると認めるときは、指定管理業務のうち甲が財政的援助を与えているものの出納その他の事務に関し、関係人の出頭、書類その他の記録の提出を求め、監査を行うことができる。

(連絡調整会議の設置)

第41条 甲及び乙は、精華病院の運営に関する報告、協議及び調整を目的とした連絡調整会議を設置する。

2 連絡調整会議の運営、構成等については、別に定める。

第6章 協定の解除

(協定の解除)

- 第42条 甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、乙の指定管理者の指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙が受けた損害に対し、その補償は行わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により解除されたときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

(指定取消しの申出)

- 第43条 乙が指定の取消しを求めるときは、2年以上の猶予をもって申し出、甲と協議するものとする。
- 2 前項の規定により乙が指定の取消しを申し出た場合において、甲に損害が発生するときは、甲は、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

(指定期間の満了又は指定の取消しに伴う措置)

- 第44条 乙は、指定を受けた期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、必要に応じて速やかに原状に復して、甲に施設等、甲の備品並びに甲の書類等及び乙の書類等を引き渡さなければならない。
- 2 乙は、指定取消しの日まで、指定管理業務に支障をきたさないように、実施体制を維持しなければならない。
- 3 乙は、精華病院の新しい指定管理者（以下「丙」という。）が指定されたときは、丙が指定管理業務を円滑に行う体制を整えられるよう、丙に対し、指定管理業務の引継ぎを行わなければならない。

第7章 雑則

(疑義等の決定)

- 第45条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 4月 1日

甲 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
精 華 町
町 長 杉 浦 正 省

乙 京都市伏見区石田森南町28番地の1
医療法人医仁会
理事長 武 田 隆 久

別表（第13条関係）

責任分担

- 1 以下に掲げる事項については、甲が責任を負うものとする。
 - ・施設及び設備の改良・改修
 - ・施設賠償保険、火災保険

- 2 以下に掲げる事項については、乙が責任を負うものとする。
 - ・運営の基本的な考え方
 - ・広報
 - ・施設の管理運営
 - ・施設及び設備の維持管理
 - ・施設及び設備の保守・修繕
 - ・医療機器・備品の管理・購入
 - ・医療事故等賠償責任保険
 - ・苦情対応
 - ・事故対応

- 3 運営の基本的な考え方、広報、苦情対応、事故対応については、甲が側面的支援を行うものとする。

- 4 上記に掲げる事項以外で責任の負担者を定める場合は、甲と乙とが協議するものとする。

別表（第20条関係）

精華町国民健康保険病院の施設等一覧

- 1 土地 敷地面積 2,690.43㎡
京都府相楽郡精華町大字祝園小字砂子田5番
京都府相楽郡精華町大字祝園小字砂子田7番
(住所 京都府相楽郡精華町大字祝園小字砂子田7番地)

- 2 建物 延床面積 3,490.39㎡
 - (1) 病院棟 鉄筋コンクリート造3階建
 - (2) 透析棟 鉄骨造2階建
 - (3) 廃棄物保管庫 コンクリートブロック造平家建
 - (4) ボンベ庫
 - (5) 倉庫
 - (6) エネルギー棟 コンクリートブロック造平家建

- 3 設備及び付帯施設
 - (1) 駐車場（16台）、駐輪場（33台）、外構、書類等保管庫、受水槽、透析廃水処理槽、チェーンゲート等
 - (2) その他建物に付属する設備一式

基準書

精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定書（令和3年4月1日締結）第16条第1項に基づき定める基準書は、次のとおりとする。

第1 政策的医療について

1 災害時医療

- (1) 「精華町地域防災計画（令和2年3月）」（以下「防災計画」という。）に基づき、町立病院としての役割の重要性を踏まえ、災害時における医療を確保し、負傷者の医療、助産救護を実施すること。ただし、防災計画の改定において精華病院の町立病院としての役割を定める場合は、甲と乙が協議するものとする。
- (2) 災害時の拠点病院の一つとして、地域災害拠点病院である京都山城総合医療センター近隣の病院群と連携及び協力し、医療救護活動を行うこと。
- (3) 災害時の医療救護活動を円滑に進めるため、甲が「災害時における医療救護活動についての協定書（平成19年3月12日）」を締結している一般社団法人相楽医師会との連携を密にし、協力体制を確立すること。
- (4) 武力攻撃事態等においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、国民の保護に関する基本方針（平成17年3月閣議決定）、京都府の国民の保護に関する計画及び「精華町国民保護計画（令和2年3月）」に基づき、救援等の対応を行うこと。

2 町民の健康危機への対応

- (1) 甲及び京都府の指示又は要請に従い、次に掲げる事項を処理すること。
 - ① 感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事故等の突発的な健康危機への対応
 - ② 町民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管
- (2) 町民への健康危機へ対応するための必要な指示、要請は、甲及び京都府が行う。

3 在宅医療の推進

- (1) 訪問診療、訪問リハビリテーションの拡充
- (2) 地域の開業医、包括支援センター及びケアマネージャーの協力のもと、地域の医療を支えていくための地域医療チームの確立

第2 利用料金及び手数料の徴収について

1 徴収事務

- (1) 利用料金及び手数料（以下「利用料金等」という。）の徴収方法及び根拠を、納付者の見やすい場所に掲示又は提示すること。
- (2) 手数料を徴収する事務の処理にあたっては、甲が交付する「精華町国民健康保険病院手数料の徴収事務受託者証」を、納付者の見やすい場所に掲示又は提示すること。
- (3) 利用料金等の徴収は、利用料金等に関する条例に基づき徴収すること。
- (4) 利用料金等を徴収したときは、納付者に領収書を発行すること。
- (5) 手数料の徴収に係る名義は、強制徴収を除き、指定管理者とする。
- (6) 徴収事務に関する患者等への説明責任を負担すること。

2 収入金

- (1) 手数料に係る収入金を、他の現金・預金と明確に区分し、安全に管理すること。
- (2) 前号の収入金を管理するための預金口座を、指定管理者の名義で設けることができる。ただし、手数料に係る預金口座は、他の収入金と区分して設けるものとする。
- (3) 毎月1日から末日までに徴収した手数料に係る収入金を、別に定める日までに精華町の指定する金融機関の口座（以下「指定口座」という。）に払い込むこと。
- (4) 前号に定める収入金の払込みを行ったときは、別に定める様式に従って、収納実績日報を作成し、提出すること。
- (5) 各月の収納状況について、別に定める様式に従って、収納実績月報を作成し、翌月の別に定める日までに、提出すること。
- (6) 手数料にかかる預金口座に預金利息が発生した場合は、速やかに指定口座に払い込むこと。

3 収入未済

- (1) 手数料の未納者に対し、適時に納付の督促等を行い、収入の確保に努めること。
- (2) 前号の督促等を行ったときは、対応状況を文書に記録し、経過を明らかにすること。

- (3) 年度中に生じた手数料の債権のうち、当該年度内に収入されなかったものについて、別に定める様式に従って、手数料未収通知書を、翌年度5月末日までに提出すること。

第3 業務の計画、報告等について

1 年度別事業計画書

病院経営に係る収支計画、患者数、紹介率、各科各部門の職員体制、医師の診療体制、等とすること。

2 事業報告書

年度別事業計画書に対応する事項の実績報告書とすること。

3 業務状況報告書

毎月の、入院患者、診療科別外来患者、地域別患者状況（入院・外来）、時間外（救急）患者等の統計及び収支状況等とすること。